

一 般 財 形 預 金

令和2年5月11日現在

1. 商 品 名	・一般財形預金（目標日自由型）	・一般財形預金（目標日指定型）
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま（事業主に雇用されている勤労者の方）	
3. 期 間	・3年以上で自由	・3年以上20年以内 (預入期限は目標日の1ヵ月前です)
4. お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入れの都度、期日指定定期預金（3年）の自動継続（元利金継続）となります。 ・満期日を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預入れの都度、期日指定定期預金（3年）または、目標日までのスーパー定期の自動継続（元利金継続）となります。 ・期日指定定期預金、預入期間1年のスーパー定期は、満期日にその元利合計額で積立定期預金（目標日指定型）9.②の期間に応じた定期預金として継続します。
(1) お預入れ方法	・契約期間内で分割お預入れ（事業主が勤務者に支払う賃金から控除したうえ、預入れします。）	
(2) お預入れ金額	・100円以上	
(3) お預入れ単位	・1円単位	
5. 払 戻 方 法	・口座解約のほか、一部払戻しが可能です。	
6. 利 息		
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・積立定期預金（エンドレス型）に準じたお取り扱いになります。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積立定期預金（目標日指定型）に準じたお取り扱いになります。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。
(2) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 	
7. 手 数 料	・定めはありません。	
8. 付加できる特約事項	・低利のマイホーム資金、教育資金等の融資制度が利用できます。	

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年複利の方法で計算したお利息とともにお支払いします。ただし、計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率とします。 <table border="1" data-bbox="448 315 1420 600"> <tr> <td data-bbox="448 315 927 383"> <p>① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率</p> </td> <td data-bbox="932 315 1420 383"> <p>〔一〕 期日指定定期預金として預入分 同左</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 389 927 600"> <p>② 6ヵ月以上1年未満 …2年以上利率×40%</p> </td> <td data-bbox="932 389 1420 600"> <p>〔二〕 スーパー定期として預入分 ① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満 …約定利率×50%</p> </td> </tr> </table>	<p>① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率</p>	<p>〔一〕 期日指定定期預金として預入分 同左</p>	<p>② 6ヵ月以上1年未満 …2年以上利率×40%</p>	<p>〔二〕 スーパー定期として預入分 ① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満 …約定利率×50%</p>
<p>① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率</p>	<p>〔一〕 期日指定定期預金として預入分 同左</p>				
<p>② 6ヵ月以上1年未満 …2年以上利率×40%</p>	<p>〔二〕 スーパー定期として預入分 ① 6ヵ月未満 …解約日の普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満 …約定利率×50%</p>				
<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 				
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会社等の役員の方は原則として預入できませんが、「取締役営業部長」のように勤労者としての属性を有している場合には、預入対象者となります。 満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 概算金額指定払戻(1万円以上)により預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金を1口毎に順次解約します。解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 				